

4. 保育料と給食費について

保育料は、保育園等を運営するためにかかる経費の一部を各世帯で負担していただくものです。

各年度の4月1日時点の年齢で保育料が決定されるため、入園しているお子さんが誕生日を迎えても年度内の保育料は変わりません。9月以降は保育料算出となる市町村民税の対象年度が変わることから、保育料が変わる場合もあります。

3歳児クラス以上の給食費は、施設の類型を問わず、無償化の対象から除外され、在籍している施設等が徴収します。金額は園ごとに異なりますので、各園にお問合せください。

(1) 保育料の決定方法

- a. 入園年度4月1日時点の年齢
- b. 世帯の市町村民税額を基準に、以下の期別ごとに保育料を決定します。

	第1期	第2期
保育料	2024年度4月～8月分	2024年度9月～3月分
保育料決定の対象となる市町村民税	2023年度市町村民税 (2022年分の収入)	2024年度市町村民税 (2023年分の収入)
決定通知	4月中旬に通知	9月中旬に通知

※祖父母等と同居の場合で父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合は、同居されている祖父母等を主たる生計者として保育料を決定します。

※2023年(令和5年)又は2024年(令和6年)1月1日に町田市に住民登録がない場合、入園申請月によって税額のわかる書類の提出が必要です。(P.23参照)

※未申告及び課税証明書の提出がない等の理由により階層区分が判定できない場合は、最高階層(最高額)で決定します。年度を越えた場合は遡っての再計算はできませんのでご了承ください。

※保育料決定のために市民税の申告が必要です。申告期限は2024年12月末日です。申告期限を過ぎた場合、遡って保育料変更することができなくなる可能性があります。申告期限を過ぎて、市民税を申告した場合には、町田市民の方も含めて課税(非課税)証明書を保育・幼稚園課に提出してください。

※結婚や離婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合、修正申告等により市町村民税額が変更された場合、又は生活保護法による保護を受けることになった場合等には、保育料を再計算します。必ず保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)まで連絡してください。

<控除について>

保育料は、保護者の方の市町村民税額を基に算出されます。

税金には様々な控除がありますが、以下については、控除が適用されていても、保育料算出においては控除されませんのでご注意ください。

【適用されない控除】

- 寄付金税額控除
- 配当控除
- 住宅借入金等特別税額控除
- 外国税額控除
- 配当割株式等譲渡所得割

(2)2024年度利用者負担額等(保育料)基準表

0歳児クラスから2歳児クラスの保育料は以下のとおりです。

(3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料は無償となります。)

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (保育園・認定こども園・小規模保育園・保育ママを利用)			保育料(月額/円)			
階層	定義	きょうだい カウント	保育標準時間		保育短時間	
			1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
A	生活保護世帯	年齢制限なし	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	均等割のみ課税されている世帯		4,500 (1,500)	0 (0)	4,200 (1,400)	0 (0)
D-1	所得割 12,000円未満の世帯		5,100 (1,500)	0 (0)	4,500 (1,400)	0 (0)
D-2	12,000円以上30,000円未満		5,700 (1,500)	0 (0)	5,100 (1,400)	0 (0)
D-3	30,000円以上48,600円未満		6,400 (1,500)	0 (0)	5,800 (1,400)	0 (0)
D-4	48,600円以上52,000円未満		7,700 (2,300)	0 (0)	7,000 (2,100)	0 (0)
D-5	52,000円以上56,000円未満		9,900 (3,000)	0 (0)	9,200 (2,700)	0 (0)
D-6	56,000円以上60,000円未満		13,200 (4,000)	0 (0)	11,900 (3,600)	0 (0)
D-7	60,000円以上 68,000円未満		16,800 (5,000)	0 (0)	14,900 (4,500)	0 (0)
D-8	68,000円以上77,101円未満		19,700 (5,900)	0 (0)	17,700 (5,300)	0 (0)
D-9	77,101円以上80,000円未満		19,700	0	17,700	0
D-10	80,000円以上96,000円未満		22,900	0	20,300	0
D-11	96,000円以上116,000円未満		25,800	0	23,100	0
D-12	116,000円以上139,000円未満		28,800	0	25,900	0
D-13	139,000円以上162,000円未満		30,800	0	27,800	0
D-14	162,000円以上185,000円未満		32,800	0	29,600	0
D-15	185,000円以上208,000円未満		35,600	0	32,300	0
D-16	208,000円以上232,000円未満		38,200	0	34,700	0
D-17	232,000円以上258,000円未満		40,900	0	37,300	0
D-18	258,000円以上285,000円未満		43,300	0	39,600	0
D-19	285,000円以上313,000円未満		45,600	0	41,900	0
D-20	313,000円以上343,000円未満		48,000	0	44,200	0
D-21	343,000円以上373,000円未満		50,300	0	46,500	0
D-22	373,000円以上407,000円未満	53,000	0	49,100	0	
D-23	407,000円以上441,000円未満	55,600	0	51,700	0	
D-24	441,000円以上501,000円未満	58,300	0	54,400	0	
	501,000円以上	61,800	0	57,800	0	

※ ()書きは、特例措置を適用したひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の額です。

※ 保育料は、各年度の4月1日時点の年齢に応じて決定されます。

※ 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除は、保育料算定上対象となりません。

※ A階層には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者が属する世帯又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親が属する世帯を含みます。

(3)きょうだい児の保育料について

保育料の計算におけるきょうだい児のカウントについては、きょうだい児の年齢要件を問わず、生計を同一にしている子の数で計算します。

住民票が同一の子については、申し出は不要ですが、学業における一人暮らし等により生計を同一にしているが、住民票を別にしている子がいる場合、別に申し出が必要です。

(4)給食費のお支払について

3～5歳児クラスの保育料は無償になりますが、給食費は、在籍園に直接お支払していただくこととなります。給食費は、食材の費用を勘案して各園が設定します。各園では、子どもの成長や発達に応じて、栄養面、健康増進、食育等の観点から、給食の提供に関する様々な工夫を日々行っております。給食費は、期限までに在籍している園にお支払いただきますようお願いいたします。お支払いただく給食費は、主食費（米・パン・麺など）と副食費（おかず、おやつ等の主食費以外すべて）の食材に係る費用分です。支払方法等については、各施設にお問合せください。

※0～2歳児クラスについては、給食費は保育料に含まれています。

<給食費の負担軽減制度>

以下のお子さんは、給食費のお支払が免除されます。対象となる世帯へは、町田市が通知にてお知らせします。

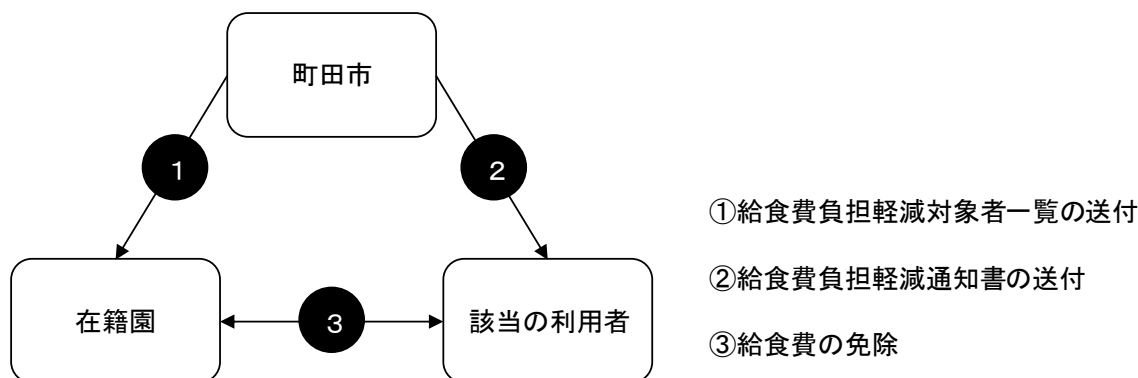
給食費負担軽減対象児童	① 世帯年収約360万円※ ¹ 未満相当の世帯の児童 ② 国基準きょうだいカウント※ ² で第3子として認定される児童
-------------	--

※¹ 住民税所得割合算額57,700円未満、ひとり親世帯等は77,101円未満の世帯です（1号児の場合は一律で77,101円未満の世帯です）。

※² 小学校就学前までのお子さん（1号児については小学校3年生以下）で、P.33の施設に在籍しているお子さんの数でカウントします。保育料のきょうだいカウントとは異なりますので、ご了承ください。

※ 対象者の決定は、0～2歳児の保育料を計算する方法と同様に、住民税所得割額の保護者の合算額や国基準のきょうだいカウント方法等を用いて決定されます。そのため、転入者や住民税未申告の方については、別途課税証明書等の税書類をご提出いただく場合があります。

※ また、修正申告等によって給食費の負担軽減対象ではなくなる場合は、年度当初に遡って給食費をお支払いただく場合があります。逆に、修正申告等によって給食費の負担軽減対象者に該当する場合は、一度お支払いいただいた給食費をお返すこととなります。



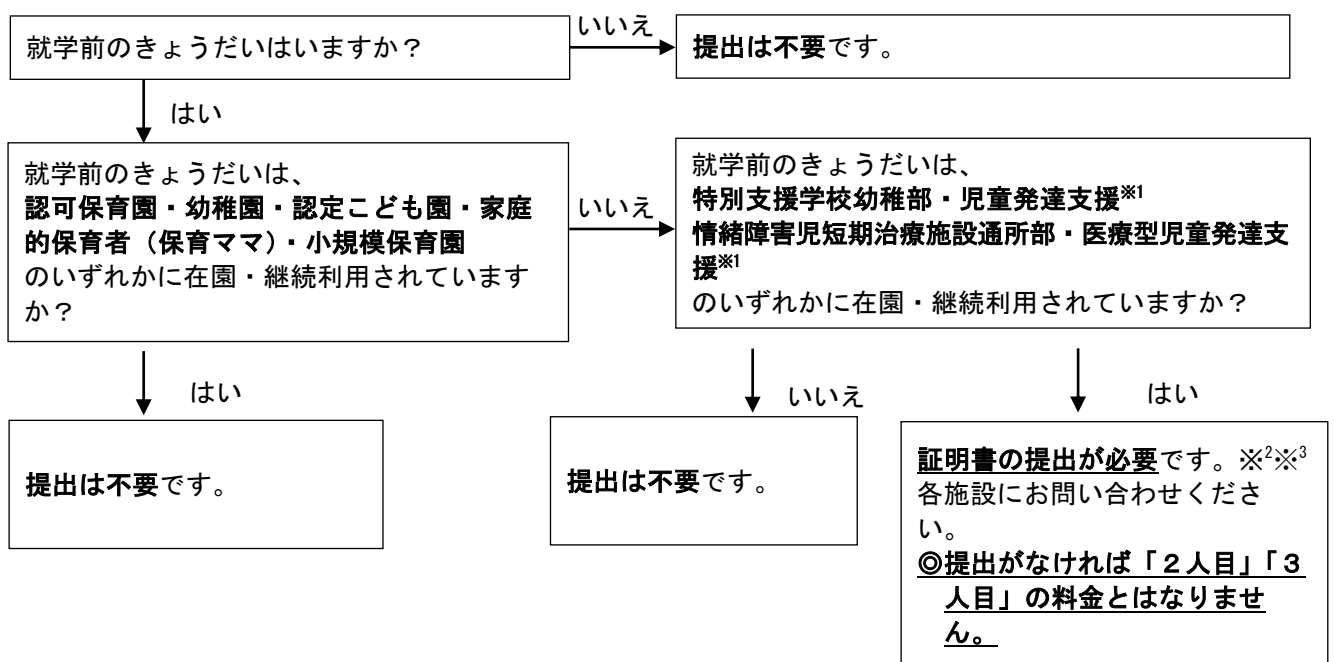
(5)就学前のきょうだいがある場合の給食費の負担軽減

同一世帯で2人以上認可保育園等に在籍している場合、又は保育園等に在籍しているお子さんより年齢の高い就学前のお子さんが下記に該当する施設に在園・継続利用されている場合は、該当施設に在園・継続利用中のお子さんを合わせて年齢の高い順に数え、『3人目』以上のお子さんについて給食費の負担の軽減を適用します。

軽減適用には、対象施設に在籍しているお子さんの「在園・継続利用証明書」の提出が必要な場合があります。提出が必要なお子さんについては、以下のフローチャートで確認してください。

【対象施設】

認可保育園 幼稚園 認定こども園 家庭的保育者（保育ママ） 小規模保育園
 特別支援学校幼稚部 児童発達支援 情緒障害児短期治療施設通所部児童発達支援
 医療型児童発達支援



- ・保育料の第3子のカウントとは異なります。
- ・負担軽減の対象となるのは3歳児から5歳児クラスのお子さんです。

- ※1 児童発達支援、医療型児童発達支援については、おおむね週1回以上かつ3ヶ月以上継続して利用していることが要件となります。
- ※2 在園・継続利用証明書は、まちだ子育てサイトよりダウンロードしていただくか、町田市内の各保育園等にて配布しています。
- ※3 在園・継続利用証明書は毎年度、提出が必要です。

(6)保育料の納入方法

保育料のお支払先は施設によって以下のとおり異なりますのでご注意ください。

在園している施設	支払先	支払方法・納期限
認可保育園	町田市に納付 (※ただし、町田市外の公立保育園の場合は公立保育園所在の市区町村へ納付)	原則、口座振替となります。 納期限は毎月末となります。 (月末が土・日・祝日の場合は翌開庁日、12月のみ25日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)) 口座の残高をご確認ください。
認可保育園以外 (幼稚園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ))	施設に納付	支払方法・納期限等は施設にお問合せください。

- ・納期限までにお支払いただけない場合は、保育・幼稚園課または納税課債権対策係が差押等の滞納処分をすることがあります。(差押等は予告をせずに行います。)
- ・口座の登録は、「口座振替依頼書」を取扱金融機関へ提出していただくか、Web(ウェブ)口座振替受付サービスで申請してください。口座振替の登録が完了したあと「口座振替開始通知」をお送りします。口座振替の開始月をご確認いただき、引き落とし開始までは納付書でお支払ください。
- ・認可保育園に在園していて納付書払いの方は、スマートフォンのアプリを利用してお支払できます。利用できるサービスは、PayPay、LINE Pay、auPAY、d払い、J-Coin Payです。

(7)保育料の減額・免除

お子さんが保育園等に入園していて以下に該当する場合は、申請いただくと保育料の階層が下がる場合があります。

- ◎生活保護法による被保護世帯となった場合で、入院等のやむを得ない理由で申請が遅れた場合。
- ◎災害等のため、階層区分の特例変更が必要であると市長が認めた場合。
- ◎失業等によりその世帯の申請時月前直近3カ月の平均収入月額が、保育料算定年の平均収入額より20%以上低額と認めた場合。ただし、給与収入のみの場合は、賞与等を除いた金額で比較します。
- ◎その他、階層区分の特例変更が必要であると市長が認めた場合。

詳しくは保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)へお問合わせください。

なお、遡っての適用はできません。申請書を提出した翌月からの適用となります。該当すると思われる場合はお早めに相談してください。